

# 「イクボス宣言」をする 企業を支援します

「イクボス」とは、職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを指します（対象は男性管理職に限らず、増えるであろう女性管理職も）。

～「NPO 法人ファザーリングジャパン」ホームページより～

〔問い合わせ〕

平川市教育委員会

生涯学習課社会教育係

TEL:0172-44-1221

FAX:0172-44-8780

shougaigakushuu@city.hirakawa.lg.jp

市では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した職場環境づくりに取り組み市内企業等を増やし、従業員の士気や生産性の向上、優秀な人材の確保や定着、企業イメージの向上を支援するとともに、活気のあるまちづくりに資するため、「イクボス宣言」を実施する企業等に対し、必要経費を助成します。

1. 対象企業 市内に事業所を有する企業等（複数企業での申請も可）
2. 対象経費 「イクボス宣言」実施に係る講師の招へい費用（報償費及び旅費）
3. 助成率 対象経費の100%（上限 20万円）
4. 事業期間 令和4年3月10日までに実施したもの ※申請は令和4年2月10日まで
5. 事業の流れ

## 応募

『応募申込書』を提出してください。

## 審査

市において内容を審査し『審査結果通知書』により結果を通知します。

## 交付申請

補助対象事業として承認された場合、  
『事業に係る補助金等交付申請書』（平川市補助金等の交付に関する規則 様式第1号）  
『事業計画書』（平川市補助金等の交付に関する規則 様式第2号）  
『収支予算書』（平川市補助金等の交付に関する規則 様式第3号）  
を提出してください。

## 決定

市より『補助金交付決定通知書』が送付されます。

（概算払い希望者）

## 概算請求

事前に補助金の支払いを希望する場合は、  
『補助金等（概算払）請求書』（平川市補助金等の交付に関する規則 様式第4号）  
を提出してください。

## 支払い

市より指定口座へ補助金を振り込みいたします。

## 事業実施

事業（セミナー・研修会）を実施してください。  
事業終了後、  
『事業の実績報告書』（平川市補助金等の交付に関する規則 様式第5号）  
『事業実績書』（平川市補助金等の交付に関する規則 様式第6号）  
『収支精算書』（平川市補助金等の交付に関する規則 様式第7号）  
事業の様子がわかる写真（数枚）と事業に関するレポート（600字程度）  
を提出してください。  
※提出いただいたレポートは、男女共同参画情報誌「きあらひらかわ」に掲載いたします。

概算払いを受けていない場合は、『補助金等請求書』を提出してください。